

# 国民健康保険からの お知らせ

8月1日からご使用いただく国民健康保険の新しい被保険者証（一般被保険者証：「コスモス色、退職被保険者証：若竹色」）が、7月末日までに簡易書留で郵送されます。被保険者証が届きましたら記載内容に誤りがないか確認してください。  
なお、有効期限を過ぎた被保険者証は、住民課国保年金班へ返却していただくが、使用できないよう裁断し処分してください。

## 8月1日から

70歳以上75歳未満の方の被保険者証と自己負担限度額が変わります

○被保険者証が高齢受給者証を兼ねる様式に変わります

70歳以上75歳未満の方には、これまで一部負担金割合を記載した「高齢受給者証」を被保険者証とは別に交付していましたが、1枚で使用できるよう、被保険者証が高齢受給者証を兼ねる様式に変わります。

## ○これから70歳になる方の被保険者証

高齢受給者証を兼ねる被保険者証は、誕生日の月の翌月から（1日生まれの方は誕生日の月から）ご使用いただくものです。

7月中に郵送される被保険者証の有効期限は、70歳になる月の末日（1日生まれの方はその前月の末日）までです。

70歳になる月（1日生まれの方はその前月）に高齢受給者証を兼ねる被保険者証が郵送されますので、差し替えてご使用ください。

## ○これから75歳になる方の被保険者証

75歳になる方の高齢受給者証を兼ねる被保険者証の有効期限は、誕生日の前日までです。

誕生日以降は、後期高齢者医療の被保険者となります。75歳になる月の前月に後期高齢者医療の被保険者証

が郵送されます。

## ○高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、一定の歯止めを設ける仕組みです。

8月診療分から、70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額は3ページ表1のよう

## 退職者医療制度該当者で65歳になる方の被保険者証

退職者医療制度は、長く社会保険などに加入していた方が、医療の必要性が高まる退職後に国民健康保険に加入することで、国民健康保険の医療費負担が増加することを抑制するためにつくられた制度です。

退職者医療制度は64歳までの適用で、7月中に郵送される退職被保険者証の有効期限は、65歳になる月の

一部負担金割合（病院・薬局などの窓口で支払う割合）

義務教育就学前		2割負担
義務教育就学以上70歳未満		3割負担
70歳以上 75歳未満	昭和19年4月1日以前に生まれた方	1割負担
	昭和19年4月2日以降に生まれた方	2割負担
	現役並み所得者	3割負担

## 8月1日から

## 被保険者証の様式が変わります

被保険者証の交付はこれまでどおり町が行いますが、広域化（都道府県と市町村が共同で国民健康保険を運営すること）により、資格の管理を都道府県単位で行うため、被保険者証の様式が一部変わります。

### 7月31日までの被保険者証の例

有効期限 平成30年7月31日  
国民健康保険 記号 横芝光 番号 ●●●●●●  
被保険者証 氏名 ●●●●●● 性別 ●  
生年月日 平成●●年●●月●●日  
資格取得年月日 平成●●年●●月●●日  
交付年月日 平成29年8月1日  
住所 千葉県山武郡横芝光町●●●●●●番地  
世帯主氏名 ●●●●●●  
保険者番号 ●●●●●● 保険者名 千葉県山武郡横芝光町 印

### 8月1日からの被保険者証の例

千葉県 有効期限 平成31年7月31日  
国民健康保険 記号 横芝光 番号 ●●●●●●  
被保険者証 氏名 ●●●●●● 性別 ●  
生年月日 平成●●年●●月●●日  
適用開始年月日 平成●●年●●月●●日  
交付年月日 平成30年8月1日  
住所 千葉県山武郡横芝光町●●●●●●番地  
世帯主氏名 ●●●●●●  
保険者番号 ●●●●●● 交付者名 千葉県山武郡横芝光町 印

### 70歳以上75歳未満の方の被保険者証（兼高齢受給者証）の例

千葉県 有効期限 平成31年7月31日  
国民健康保険 記号 横芝光 番号 ●●●●●●  
被保険者証 氏名 ●●●●●● 性別 ●  
兼高齢受給者証 一部負担金割合 ●割  
生年月日 平成●●年●●月●●日  
適用開始年月日 平成●●年●●月●●日  
発効期日 平成30年8月1日  
交付年月日 平成30年8月1日  
住所 千葉県山武郡横芝光町●●●●●●番地  
世帯主氏名 ●●●●●●  
保険者番号 ●●●●●● 保険者名 千葉県山武郡横芝光町 印

一部負担金割合と発効期日が記載されます